様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成30年2月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	長与町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://webtown.nagayo.jp/gyoseijoho/jouhou/mynumber.html

執行機関名　長与町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度心身障害者等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第26号）別表第1 町長の項（5） 重度心身障害者等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔平成十七年法律第百二十三号〕第1条	長与町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第30号）第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	（目的） 第一条　この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条　この条例は、障害者、乳幼児、こども、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第2条　この条例において、「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（18歳に満たない児童を含む。）をいう。 (1)　身体障害者　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級が1級、2級又は3級に該当する旨を身体障害者手帳に記載された者 (2)　知的障害者　療育手帳制度の取扱要領について（昭和56年7月15日付56障福第319号生活福祉部長通知）2・障害の程度の判定の(1)に定める障害の程度が「A1」、「A2」及び「B1」に該当する者 (3)　精神障害者　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当する旨を精神障害者保健福祉手帳に記載された者
⑦独自利用事務の関連規範		長与町福祉医療費の支給に関する条例 長与町福祉医療費の支給に関する規則